

財務省告示第二百九十二号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、平成十九年八月十五日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成十九年九月七日

財務大臣 額賀 福志郎

一 名称及び記号 利付国庫債券（二年）（第二百五十九回）

二 発行の根拠 平成十九年度における財政運営

の法律及びそのための公債の発行の特例等に  
関する法律（平成十九年法律第二十五号）  
第二十五条）第二十一条並びに  
特別会計に関する法律（平成十九年法律第九  
年法律第二十三号）第四十六条第  
一条第一項及び附則第七十六条第  
一項

三 振替法の適用等 社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下  
「振替法」という。）の規定の適用を  
受けるものとし、その振替  
機関は日本銀行とする。

四 発行方法 札（以下「価格競争入札」という。）  
（以下「発行（以下「価格競争入札」という。）  
による発行（以下「価格競争入札」という。）  
競争入札と同時に行われる入札であつて、  
価格競争入札において定められた利率をその  
利率とし、価格競争入札において募集の  
決定を受けた各申込みの応募価格を募入  
額により加重平均し





十 十			九 八					七												
イ 一		発	振 額		最 低 額 面 金			二		八			口			イ 払 込 金 額				
入 札 発 行	価 格 競 争	発 行 価 格 日	替 単 位	行 争 入 札 発 競	行 争 入 札 発 競	非 者 特 別 第 一 場	非 者 特 別 第 一 場	行 争 入 札 発 競	行 争 入 札 発 競	非 者 特 別 第 一 場	非 者 特 別 第 一 場	札 発 行	非 競 争 入	入 札 発 行	価 格 競 争	行 争 入 札 発 競	行 争 入 札 発 競	非 者 特 別 第 一 場		
十 七 銭 五 厘 以 上 の そ れ ぞ れ の 応	額 面 金 額 百 円 に つ き	平 成 十 九 年 八 月 十 五 日	す る 。	額 の 整 数 倍 の 金 額 に よ る も の と	の 記 載 又 は 記 録 は 、 最 低 額 の	振 替 法 の 規 定 に よ る 振 替 口 座 簿		千 円	千 百 十 五 億 六 千 八 百 十 六 万 四			千 円	千 百 七 億 六 千 八 百 三 十 三 万 二	百 四 十 二 億 千 百 五 十 四 千 六	八 十 二 万 五 千 六 百 五 十 八 千 四 百	一 兆 五 千 二 百 六 十 五 億 八 千 四 百		で 千 五 百 十 六 億 円	た 利 付 国 債 に つ い て 、 額 面 金 額	条 第 一 項 の 規 定 に 基 づ き 発 行 し

十  
七  
六  
五

元償償  
利還還  
金金期  
支額限

日額平利てを毎  
本面成子、支年  
銀行額金二をそ払二  
百一十支の期月  
円年八う。以し十五  
につ八月十五  
つき十五日

十  
四

後第  
の二期  
利期  
子以

毎年二月十五日及び八月十五日  
を、その日以前六月間に属する  
て、その日以前六月間に属する  
利子を支払う。

$$\frac{\text{額面金額} \times 1.0}{100} \times \frac{1}{2}$$

す次そが金と平年  
る号の銀額し成一  
期及翌行を、二・〇  
日に第営休業払の十パー  
つ十五日に業日。算年セ  
いて号に支当た。式に月ト  
て同におうへ以て規  
じ。いて以下、期  
。て以は、期

十  
三  
二

初利入  
期札格  
利発競  
子率行  
争非

年一〇パーセント  
平成二十年二月十五日を  
とし、次の算式により算  
金額を支払う。ただし、  
が銀行休業日に当たるとき  
はその翌営業日に支払う  
こととする。

口

・別債行争非者特国札非  
第参市及入価・別債発競  
加場び札格第参市行争  
者特国発競加場、入

募  
額  
面  
金  
額  
百  
円  
に  
つ  
き  
九  
十  
九  
円  
九

十 十  
九 八

払 者 入 払  
込 札 場  
期 参 所  
日 加

平 財  
成 務  
十 大  
九 臣  
年 か  
八 ら  
月 通  
十 知  
五 を  
日 受  
け  
た  
者